

保育の提供の開始にあたり、本園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 堅田保育園
所 在 地	西牟婁郡白浜町堅田2487番地31
電 話 番 号	0739-42-4361
代 表 者 氏 名	理事長 笠原 恵利子

2. 施設の概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	堅田第二保育園
施 設 の 所 在 地	西牟婁郡白浜町堅田714番地1
連 絡 先	電話番号 0739-45-0078 FAX 0739-45-8498
管 理 者	園 長 高崎 佳恵子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	2号認定(満3歳以上) 30名 3号認定(満1歳以上満3歳未満) 17名 (満1歳未満) 3名
開 設 年 月 日	昭和45年12月1日

3. 施設の目的・運営方針

当園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

(1) 当園は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

(2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、乳児及び幼児の状況や発達課程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うものとする。

(3) 当園は、乳児及び幼児の属する家庭や地域と様々な社会資源との連携を図りながら、乳児及び幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

『施設のフィロソフィー』

◎保育理念

子どもの尊厳を大切にしつつ、情緒の安定した生活のもとで、一人ひとりが信頼関係を結びながら、子どものもてる可能性を自分の力で、最大限に発揮して行ける保育を実践します。

◎保育方針

子どもの心をしっかりと受け止め、相互的なやり取りを重ねながら、一人ひとりの存在を認め、心身ともにすこやかな育成を図る。

◎園目標

すこやかで明るく元気な笑顔の良い子

◎保育目標

1. じょうぶな子ども
2. 仲良く遊べる子ども
3. ねばり強い子ども
4. やさしい子ども

4. 施設・設備等の概要

敷地面積	2542.83㎡	
園庭	1050.00㎡	
園舎	構造	鉄筋コンクリート
	延べ面積	564.27㎡
設備	保育室 3室、乳児室・ほふく室 各1室 遊戯室 1室 調理室 1室 事務室 1室	

5. 職員体制

職種	職員数	備考
園長	1	
統括主任保育士	1	
保育士(以上児主任)	1	
保育士(未満児主任)	1	
保育士	8	※短時間勤務含む
栄養士兼調理主任	1	
調理師	2	
事務等	1	

※当園では、「児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準」に定める基準に基づき、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤 務 体 系
園 長	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
保育士	早番 7 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0
	勤務時間帯 普通 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
	遅番 1 0 : 0 0 ~ 1 8 : 3 0
	その他 都合による4時間勤務等
栄養士 調理員	早番 7 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0
	勤務時間帯 普通 8 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0
	その他 都合による4時間勤務等
事務等	勤務時間帯 普通 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

※ローテーションにより、各保育士の勤務日数及び勤務時間帯は異なります。

※勤務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6. 保育を提供する日

開 所 日	月曜日～土曜日 ※土曜日は希望保育
開 所 時 間	7時30分～18時30分迄
休 園 日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始（12月29日～1月3日）
特別保育について	8月13日～15日・3月25日～3月31日の期間に ついてはこよみにより、多少変動があります。 職員研修及び新年度準備及び整備等の為、特別保育又は休園に なる場合があります。

7. 保育を提供する時間及び利用時間

保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方は、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方は、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで、又は16時30分から17時30分までの範囲内で、延長保育を提供します。

8. 提供する保育の内容について

保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において保育の提供をします。

（2）送迎

保護者送迎（送迎者を把握、以外の方が来る場合は連絡を頂くこととします。）

（3）保育の特色

○園児一人ひとりを大切にし、お互いにいたわり、尊敬する心を養うとともに、園児の精神的安定と基本的生活習慣の自立を図ります。

○園児の年齢や発育段階に応じてカリキュラムを組み、保育計画・年案・月案週案・日案を編成して保育をします。

①リズム運動・体操サーキットあそび

- ・背筋を伸ばし、身体をしっかりと支えられる力をつけます。
- ・友達と楽しみ、気持ちを開放させ、集団生活の中で緊張緩和を身につけます。
- ・見ること、聞くことの動作から集中力を高めます。

②体育あそび

- ・体育活動を通して、楽しく身体を鍛えます。
- ・体力は生きる分野を拓げます。

③漢字あそび・絵本の読み聞かせ

・漢字で書かれた絵本、素話カード・読みカード等を使用し、漢字を形として捉え、文字に対して興味を持ち、読書好きな子どもに育てます。

④英語あそび

- ・様々な国や人に関心を持ち、日常での会話を楽しみます。

⑤音あそび・うた指導

- ・音の言葉（音楽教育）は5歳までが大切です。
- ・リズムに合わせて身体を動かすリトミックや様々な楽器を使って合奏を楽しみます。
- ・きれいな声の出し方、歌い方や姿勢等の指導を通して歌をうたうことを楽しみます。

⑥絵画・制作指導

- ・絵を描くことは心を表現する事です。
- ・自由な表現力を最大限に引き出します。

⑦園外保育・自然体験

・園内で体験できない様々な遊びや季節の移り変わりを肌で感じるにより感性を育みます。

9. 給食について

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前おやつ	昼食	午後おやつ	備考
0歳児	9時20分頃	11時00分頃	15時00分頃	
1歳児	9時20分頃	11時20分頃	15時00分頃	
2歳児	9時20分頃	11時20分頃	15時00分頃	
3歳児		11時30分頃	15時00分頃	
4歳児		12時00分頃	15時00分頃	
5歳児		12時00分頃	15時00分頃	

※献立表・給食だよりは、前月末にお知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談下さい。

※行事等により年2～3回お弁当日があります。

10. 利用者負担その他の費用の種類

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

利用者負担額の決定は住所地の市町村が決定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) の利用者負担額のほかに、下記に掲げる費用を当園へお支払いいただきます。お支払い方法については、別途お知らせします。

項目	金額	内容
保護者会費	月額 350円	保護者会の運営や園児への行事に係る補助。
主食費	月額1,000円	給食に係る費用。
副食費	月額4,500円	※世帯・所得状況により免除となる場合があります
絵本代	月額 350円～	※年齢により金額変動有り

※その他教材費等の徴収があります。

11. 利用の開始について

市町村の利用調整に基づき、当園へ入所決定された場合に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学した時

- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 保護者から利用の終了の申し出があった場合
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 緊急時の対応

園児に体調の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに保護者に連絡をし、必要があれば医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行います。

また、園児の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を定めています。

安全管理対策推進員 担当者： 統括主任保育士

14. 非常災害対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画により対応します。
避難・消火訓練	訓練は、毎月1回以上実施します。
防犯訓練	
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯及び誘導標識 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有
防犯設備	セキュリティーシステム

非常災害対策を推進するため、非常災害の防止に関する計画を作成するとともに災害対策推進員を定めています。

災害対策推進員 担当者： 以上児保育主任

15. 苦情・要望等に関する相談窓口

苦情・要望等に係る窓口を以下の通り設置しています。

苦情・要望受付担当者	統括主任保育士
苦情・要望受付責任者	園長
利用時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	下浦 和子 湯浅 主久

※本園では上記のほか、園内に苦情・要望等に係るご意見箱を設置しています。

16. 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	森山医院
担当医名	森山悦裕
所在地	西牟婁郡白浜町栄689-1
電話番号	0739-45-2002

(2) 歯科

医療機関の名称	堅田歯科医院
担当医名	堅田眞弘
所在地	西牟婁郡白浜町堅田2051-1
電話番号	0739-43-0811

(3) 眼科

医療機関の名称	上富田クリニック
担当医名	森 健一
所在地	西牟婁郡上富田町朝来1407-1
電話番号	0739-47-1100

17. 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

以下の保険に加入しています。

保険の種類	普通傷害保険（あいおいニッセイ同和損保）
保険の内容	・当園の管理下で、園児に災害が発生した時に、共済給付を行います。
保険金額（補償限度額）	・あいおいニッセイ同和損保保険料計算に基づく

18. 虐待の防止のための措置に関する事項

当園では、子どもの人権を擁護するため人権擁護推進員を定め、職員に対し人権擁護に関する研修を実施します。また、職員による園児への虐待防止の為、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

人権擁護推進員 担当者： 未満児保育主任

19. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動及び営利活動は、ご遠慮ください。

20. その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園や利用にあたっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する入園のしおり等において提示するものとします。

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名 : 堅田第二保育園

説明者職名 : 氏名 :

私は、本書面に基づいて堅田第二保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意します。

また、個人情報の使用について、下記のとおり使用することに同意します。

令和 年 月 日

保護者住所 :

.....
児童氏名 :

.....
保護者氏名 :

⑨

.....
児童から見た続柄 :

個人情報使用同意書

貴園への入園にあたり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校等への円滑な移行が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校等及び関係部署（民生課・教育委員会・住民保健課等）との間で情報を共有すること。
- 他の保育園等へ転園する場合、その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- 保育園等で撮影した園児の写真について、広報活動や報道機関への取材に使う場合などは、園児の顔が特定されるものについては、個別に保護者の了承を取りますが、それ以外の園児の顔等が特定されない写真などは、園の判断で使用すること。